

消費生活センターだより

暮らしのスクラム

電気・ガスの契約の切り替えは慎重に 

事例①

電力会社から電話があり、「ガスを契約すると10%安くなる」といわれて、契約をした。
本当に安くなるのか不安なので解約したい。

事例②

1年前に電気とガスの契約をしたが、2年間の契約だと知らなかった。
解約を申し出たら解約料が必要だといわれた。

アドバイス

2016年4月1日より電力、2017年4月1日よりガスの小売全面自由化が始まりました。新たな事業者の参入もあり、様々な事業者が料金プランを提示している中、消費生活センターにも電話勧誘・訪問販売をきっかけとした電気・ガスの契約に関する相談が寄せられています。

- ・検針票の記載情報（氏名（契約名義）、住所、顧客番号、供給地点特定番号等）は慎重に取り扱い、情報を聞かれてもすぐに教えないようにしましょう。
 - ・大手電力・ガス会社を名乗って勧誘をするケースもみられます。勧誘してきた会社と新たに契約する電力・ガス会社の社名や連絡先を聞き、不審であれば、大手電力・ガス会社カスタマーセンターに勧誘の事実があるかどうかを確認しましょう。
 - ・電気・ガスの料金プランや算定方法をよく説明してもらい、メリットやデメリットを把握したうえで契約しましょう。また、検針票等の料金の明細書は必ず確認しましょう。
 - ・契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合がありますので、慌てずに対処しましょう。
 - ・契約している会社が、事業を撤退する場合があります。すぐには電気・ガスは止まりませんが、供給停止日を明示した通知が届きますので、早めに電力・ガス会社の切り替え手続きを行ってください。
- トラブルになった場合、消費生活センターまで相談ください。

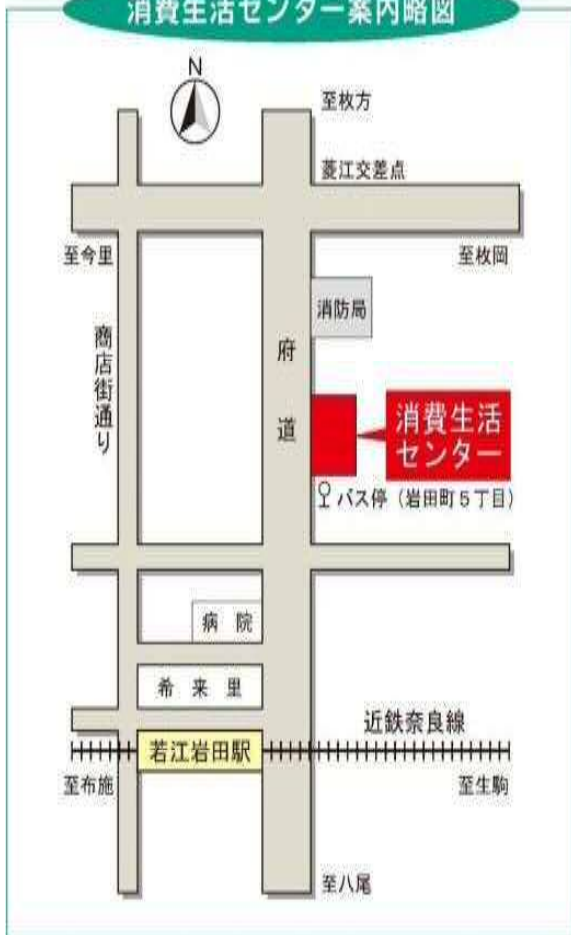


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情



〈土曜・日曜の相談窓口〉(年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉(年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで

表面もご覧ください!